

技能者の処遇改善の徹底

適切な賃金水準の確保	■技能労働者への適切な賃金水準の確保 ○公共工事設計労務単価を前倒して改訂【2月1日から適用】 ○建設業者団体、地方公共団体、民間発注者団体に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保について要請【1月30日通知】
	■中核となる技能者の技能やマネジメント能力等の熟練度を賃金に反映 ○雇用管理制度を導入した事業主に対する助成について、助成メニューの拡充等を実施予定【政府予算案】（継続）【厚労省】 ○評価処遇制度や賃金体系制度等の導入に係るセミナーや個別企業訪問等の実施予定【政府予算案】（新規）【厚労省】
	■建設業団体において処遇改善等に向けた行動計画の策定 ○日建連や全建において、処遇改善の徹底など、担い手確保に向けた行動計画を策定【日建連(3月に「中長期ビジョン」を策定)、全建(2月中目途に「行動指針」を策定)】

社会保険等未加入対策の強化	■元請等を社会保険等加入業者に限定する措置の導入促進等 ○地方公共団体等の発注者に対し、直轄工事での取組(元請と一次下請(土木工事3000万円以上)を社会保険等加入業者に限定)を周知し同様の措置の導入を促進 ○導入状況を踏まえ、公共工事標準請負契約約款に一次下請を加入業者に限定する規定を盛り込むことを検討 ○全ての公共工事について施工体制台帳の作成・提出を義務づけ、小規模な公共工事についても下請企業の社会保険等加入状況の確認が可能となる環境整備【4月から改正入契法を全面施行】
	■法定福利費の確保に向けた対応(下請指導ガイドラインの改訂等) ○「社会保険未加入対策推進協議会」において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について見積条件に明示すること等を内容とする申し合わせを実施したことを踏まえた関係者の取組の更なる強化 ○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について見積条件に明示すること等について明記【フリックコメントを実施中、年度内に改訂】 ○元請・下請間での法定福利費の確実な移転方策について検討【実質的な法定福利費の担保に関して幅広い観点から速やかに調査・検討に着手】
	■元請企業による徹底方策 ○「社会保険加入促進要綱」及びその実施要領を策定し、社会保険加入の徹底、適正な法定福利費の確保等の取組を加速【日建連(4月から適用)】

現場環境改善	■加入状況の把握、労働者性と事業者性の判断基準に関する更なる周知徹底 ○民間建築工事における社会保険等の加入状況を調査し、必要なフォローアップを実施 ○一人親方の労働者性、事業者性の判断基準の更なる周知徹底(下請指導ガイドラインの改訂、簡易版の作成等)
	■計画的な休暇取得の実現(週休2日の確保を実現) ○週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定の推進【運用指針の周知徹底】 ○全日曜日の閉所、土曜日の月2回閉所を推進。加えて、4週8休に向けた取組策の検討を開始し、中長期ビジョンに反映。国交省と連携し、完全週休2日を指して、実情を踏まえた段階的な環境整備を検討【日建連(3月中)】 ○アンケート調査を実施し、調査結果やブロック会議での議論を踏まえ、週休2日制実現に向け行動指針に反映【全建(2月中)】 ○週休2日制の実態について調査を行い、調査結果を公表。調査結果について関係機関に要請【全中建(2月中)】

担い手3法の徹底	■現場の安全管理 ○安全則を改正し、特別教育の義務化等足場からの墜落防止対策を強化【厚労省】【年度内に改正し7月に施行予定】
	■適正利潤の確保を可能とする予定価格の適正な設定(歩切りの根絶等) ○適時、実態調査を行うとともに回答内容を踏まえて地方公共団体から個別に説明聴取、歩切りの廃止に理解をいただけない団体は、必要に応じ個別に発注者名を公表 ○担い手確保のための適正利潤確保に向け積算基準を見直し【遅滞なく適用開始】
	■ダンピング対策の強化(低入札価格調査基準等の適切な設定・活用) ○低入札価格調査制度等の未導入の地方公共団体に対して個別に導入を要請 ○低入札価格調査の基準価格等を定めた場合、当該価格を入札前に公表しない運用を徹底【運用指針の周知徹底】 ○全ての公共工事の入札で入札金額の内訳書の提出を義務づけ【4月から改正入契法を全面施行】

若手の早期活躍の推進	■若手の早期活躍に向けた技術者制度の見直し(技術検定の改正) ○実務経験の要件緩和、試験地区の拡大【15年度の技術検定試験から適用。追加的措置を技術者制度検討会で検討(年内目途)】
	■若手技術者の登用を促す入札契約方式の積極的活用 ○直轄工事で若手技術者の配置を条件とする試行や技術者の過去の実績要件を大幅に緩和する試行を実施【試行結果を踏まえ、年度内を目途に一定の方向性】
	■若手から中核的な技能者へのキャリアアップ ○団体等が行うキャリアパス作成等に係る助成について中小企業以外への適用拡大を実施予定【政府予算案】（新規）【厚労省】
	■若手の活躍を経営で評価(経営事項審査制度の適用開始) ○経営で若手の雇用状況等を企業評価に反映【昨年10月に譲じた制度改正を新年度から施行】
	■若者等の入職意欲の喚起 ○離転職者、新卒者等を対象に、訓練から就職支援までパッケージで実施【政府予算案】（新規）【厚労省】 ○「建設産業戦略的広報推進協議会」等による若者等に向けた総合HPの拡充や産官学一体での取組を強化

将来を見通すことができる環境整備

■公共事業予算の持続的・安定的な確保(先の見通しがもてる環境整備) ○来年度当初予算案において、ほぼ横ばいの公共事業関係費を確保(前年度を20億円上回る5.2兆円を確保)
■地域の守り手の維持・確保(多様な入札契約方式の活用促進) ○多様な入札契約モデル方式事業により地方公共団体への支援を継続【政府予算案】 ○工事の性格や地域の実情等に応じた入札契約方式の選択の考え方をとりまとめ【今年度内に入札契約方式の適用に関するガイドラインを作成】 ○次期定期資格審査における企業の技術力評価において、応急的な災害復旧の実績の評価を割増し【新年度から適用】

教育訓練の充実強化

■富士教育訓練センターの建替え(平成29年4月に新施設を開校予定) ○年度内に建替え工事に着工
■担い手確保コンソーシアムによる地域連携の支援 ○昨年10月に総合工事業体や専門工事業体、行政、職業訓練校、教育機関等で組織し立ち上げたコンソーシアムにおいて、15年度に、更に10件程度を支援(各ブロック1~2件程度)

女性の更なる活躍の推進

■地域ぐるみの女性活躍の支援(地域ネットワークに対する支援を事業化) ○女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動に対して支援【政府予算案】【新年度、夏頃までに10件程度の支援を開始予定】
■もっと女性が働きやすい現場に向けたハード・ソフト両面での環境整備 ○直轄工事で男女別のトイレ、更衣室等の設置を積算上で配慮【サンプル事例を収集し検討を継続】 ○直轄工事で女性技術者の配置を条件とするモデル工事の実施(継続) ○女性向け総合ポータルサイト(昨年9月に創設)のコンテンツを更に拡充【振興基金】 ○日建連において、女性が働きやすい現場環境整備マニュアルを策定【日建連(3月中)】 ○全建において、女性活躍に向けたロードマップを策定【全建(3月中を目途)】

建設生産システムの省力化・効率化・高度化

■新技術・新工法の開発・活用 ○CIM、情報共有システム等の活用推進 ○プレキャスト製品の活用拡大
■施工時期の平準化・適正工期の確保、コミュニケーションの円滑化 ○発注見通しの統合・公表等(継続) ○施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の一層の活用(工事・業務における柔軟な国債の活用・運用) 【新年度当初予算等において対応。地方公共団体にも周知を徹底し取組を促進】 ○工事着手時期の柔軟な運用(余裕期間の設定。供用期間等の制約が比較的緩やかな工事で設定を標準化) 【26年度補正、27年度当初予算において対応】 ○適正な工期の設定及び工程管理のため、国交省、日建連において、受発注者間でクリティカルパス等の工程管理情報の共有化の取組(モデル工事等)について検討し成果をとりまとめ、更に取組を推進【日建連(3月中)】 ○元請と専門工事業者が対等な立場で協議を行う地方建設生産システム合理化推進協議会を活性化【建産連(1月以降)】

■人材の効率的活用(技術者の効率的配置、地域グループによる取組への支援) ○技術者の効率的な配置に向け、主任技術者として認められる資格を追加【4月から施行開始。追加的措置について引き続き検討会で検討(年内目途)】(再掲) ○地域の建設企業等がグループで実施する生産性向上等の取組に対し新たな支援制度を創設【政府予算案】【新年度から運用開始】 ○人材の効率的な活用に資する専門工事業者の繁閑調整手法の検討【政府予算案】【来年度中】 ○ITを活用した就労管理システムのあり方の検討
■行き過ぎた重層化の回避(回数制限に向けた実態把握等) ○工種別・工事規模別の下請次数の実態を調査【政府予算案】【来年度中(夏頃までに調査開始)】 ○日建連の会員企業において、下請次数目標の設定を推進。下請次数の実態調査結果を踏まえつつ、回数削減が厳しい分野や工種の洗い出し、回数削減に向けた取組の検討を開始【日建連(来年度以降)】 ○重層下請構造の実態について、会員企業にアンケート調査を実施。行動指針に反映【全建(2月中目途)】